
○議長（我孫子洋昌君） ただいまから、休会を解き、令和7年下川町議会定例会を再開し、12月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、全員の7人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、下川町議会会議条例第123条の規定により、1番 桜木 誠 議員及び2番 奥崎裕子 議員を指名いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第2 「委員会報告」

議会の運営について、議会運営委員長から報告をいただきます。

大西 功 議会運営委員長。

○議会運営委員長（大西 功君） 令和7年下川町議会定例会12月定例会議の運営について、去る12月11日に開催いたしました議会運営委員会の審議結果について報告いたします。

当日は、本会議の開催日日程及び審議要領等について審議を行いました。

12月定例会議の提案事項については、町長提案が21件で、内容は、行政報告4件、条例制定1件、条例改正9件、補正予算6件、報告1件でありました。

また、議会提案は2件で、内容は、委員会報告1件、会議案1件であります。

これらの状況を考慮し、12月定例会議の審議を要する期間については、本日12月16日から19日までの4日間とすることとし、本会議については、本日16日、17日及び19日の3日間とすることといたしました。

次に、町長提案議案等の審議要領等についてであります。条例制定の「下川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」、また、条例改正の「下川町職員等の旅費に関する条例及び下川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、「下川町認定こども園条例の一部を改正する条例」については、総務産業常任委員会に付託し、本会議休会中に審査をしていただくことといたしました。

その他の町長提出案件18件、議会提案2件については、提案日に本会議において審議、報告を行うことにいたしました。

次に、一般質問については、3名の議員から通告がありました。

このことから、12月17日に3名の一般質問を行うことにいたしました。

なお、質問方法等は、下川町議会会議条例及び下川町議会会議条例等運用例に基づいて行うこととなります。

以上、議会運営委員会における審議結果報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありましたが、委員長の報告のとおり、12月定例会議の審議を要する期間について、本日16日から19日までの4日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認め、12月定例会議の審議を要する期間は、本日16日から19日までの4日間とします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第3 「諸般の報告」を行います。
報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。
以上で諸般の報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第4 「行政報告」を行います。
町長。

○町長（田村泰司君） 行政報告を行う前に、一言御挨拶を申し上げます。
議員各位には、時節柄大変御多用のところ、議会12月定例会議に御出席を賜り、心から感謝を申し上げます。

12月定例会議に提出しております案件は、条例案件10件、予算案件6件、報告案件1件、そのほか4件の行政報告を述べさせていただくところでございます。

提案内容につきましては、それぞれ提案時に申し上げますので、よろしく御審議の上、御協賛のほど賜りたくお願いを申し上げます。

それでは、^{おうじ}王子ホールディングス株式会社と下川町の連携協定に係る薬用植物の栽培中止について、行政報告を述べさせていただきます。

王子ホールディングス株式会社とは、平成25年10月3日に「森林資源の多面的な活用に関する連携協定」を締結して、取り組みを進めてまいりましたが、本年10月2日、王子ホールディングス株式会社イノベーション推進本部長から、下川町内で栽培しているカンゾウをはじめとする薬用植物の栽培を中止する旨の報告を受けました。

王子ホールディングス株式会社は、森林資源や研究技術を製紙以外の分野への展開を目的に、平成25年9月に医療植物研究室を一の橋に設立。併せて、町が整備した事務所兼研究室及び温室ハウスを中心に、カンゾウの試験栽培を開始。平成29年には、薬用植物の普及・情報共有を目的として、町内関係農家を会員とする「下川町薬用植物栽培研究協議会」を設立。上名寄での圃場を拡大し、大規模栽培にも着手してきました。

また、令和3年5月付けで、グループ会社として、^{なよろし}名寄市に本社を置く「王子薬用植物研究所株式会社」を設立し、一の橋を研究拠点として薬用植物研究事業を継続してきました。

この間、カンゾウの独自栽培技術の確立により、国内短期栽培技術を日本で初めて開発するなど、漢方原料としての国内栽培化と国産品の普及に貢献するなど、成果を収め

ております。

また、カンゾウ入りの商品開発も進めており、トマトジュース、スキンケア石鹸、ハーブティーなどの販売も行ってきました。

しかし、^{なよろし}名寄市や^{くりやまちょう}栗山町などでも栽培を行っていますが、他の地域と比較して、土壌の排水性や気象状況といった複数の要因から、下川町でのカンゾウ収穫量が著しく少なく、事業性を考えると継続を断念せざるを得ないという結果になり、下川町での薬用植物研究事業を中止して、他の地域に集約したいと報告を受けたところです。

今回の報告を受け、王子ホールディングス株式会社と下川町との連携協定の連携事項である「森林資源の栽培、加工、利用に関すること」と、「漢方ビジネスの可能性調査のための薬用植物の栽培試験」のうち、一つ目の「森林資源の栽培・加工・利用に関すること」におきまして、引き続き連携できるよう、現在、相互協議を進めております。

併せて、例年実施していただいている下川商業高校生の販売実習の受け入れについても継続して実施する方向であります。

なお、王子薬用植物研究所株式会社が賃借契約を締結している約 19ha 分の農地については、今後、所有者 5 人に返還する協議、手続を進めていると報告を受けています。

また、町が整備した事務所兼研究室、温室ハウス及び町有地につきましても、今後、町へ返還する意向であります。

以上、行政報告といたしますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、第 37 回「住生活月間」における功労者表彰（住宅局長表彰）について、御報告申し上げます。

住生活月間功労者表彰は、国土交通省住宅局が主催するもので、全国で、住宅・建築行政や住生活の向上に顕著な功績を残した個人・団体に対し表彰が行われるものでありまして、令和 7 年 10 月 11 日に、住生活中央イベント「住まいフェス i n ^{ながの}長野」の合同記念式典上において表彰式が開催されたところであります。

本町は、安全安心な住まいの確保と地域特性に応じた住宅施策の推進に取り組み、地域性に応じたきめ細かな住宅施策を推進する趣旨に基づき、令和元年度から令和 5 年度にかけて整備いたしました元町団地（4 棟 16 戸）が評価され、住宅局長表彰を受けたところでございます。

今回の表彰は、これまで長年にわたり取り組んできた循環型森林経営をはじめ、「経済・社会・環境の調和による持続可能な地域づくり」に向けた取り組みの一環として展開してきた町産認証木材の利用促進をはじめ、森林資源を最大限に活用しながら快適な生活環境を創造する住宅づくりのコンセプトが評価されたものであります。

また、堆雪スペースの確保や屋根の落雪対策といった冬季における入居者の除排雪の負担軽減が図られている点や、外装に「しもかわグリーン」などをデザインに反映し下川らしさを表現している点についても評価いただいたもので、整備に携わっていただいた多くの関係者の皆さまに感謝を申し上げます。

今後におきましても、公営住宅をはじめとする公共施設において、町産認証木材の利用促進を図るとともに、利用者の利便性向上に向けた公営住宅等の整備に努めてまいりますので、議員各位、町民の皆さまの特段の御理解を賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

次に、「一般財団法人 下川町ふるさと開発振興公社」の令和7年4月から9月までの上半期営業成績と中間決算について、御報告を申し上げます。

はじめに、「五味温泉」の運営状況について御報告申し上げます。

まず、利用状況であります。宿泊、日帰りを合わせた利用客数は、3万7,449人で、前年と比較しますとマイナス2,782人、6.9%の減少となっております。宿泊客数は2,268人で、前年と比較しますとマイナス499人、18%の減少となっております。日帰り客数につきましては3万5,181人、1日平均200人のお客様に御利用をいただいておりますが、前年と比較しますとマイナス2,283人、6.1%の減少となっております。

次に、収支状況であります。本年4月から9月までの営業日数は176日間であり、収入額は9,029万円で、前年と比較しますと1,501万円、19.9%の増加となっております。

また、支出額は7,340万円で、前年と比較しますとマイナス332万円、4.3%の減少となっております。上半期の事業収支差額は1,689万円となっております。

次に、「結いの森」の運営状況について御報告申し上げます。

まず、利用状況であります。宿泊客数は1,978人で、前年と比較しますと43人、2.2%の増加となっております。

次に、収支状況であります。収入額は2,219万円で、前年と比較しますとマイナス211万円、8.7%の減少となっております。

また、支出額は1,887万円で、前年と比較しますと168万円、9.8%の増加となっております。上半期の事業収支差額は332万円となっております。

なお、令和6年度決算における五味温泉の不明金につきましては、6月定例会議において御報告させていただきましたが、現在、指定管理者である下川町ふるさと開発振興公社で、外部の専門家等の協力を得ながら、原因究明と事実確認を行っているところであり、公表可能な段階になりましたら速やかにお知らせいたします。

以上、議員各位、町民の皆さまの御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。行政報告といたします。

次に、「一般財団法人 しもかわ地域振興機構」の令和7年4月から9月までの上半期事業実施状況と中間決算について、御報告を申し上げます。

はじめに、しもかわ財団の事業実施状況について御報告申し上げます。

しもかわ財団では、前身である「下川町産業活性化支援機構タウンプロモーション推進部」で実施してきた総合移住促進事業、地域人財バンク事業、空き家対策事業等に引き続き取り組み、地域の少子高齢化や働き手不足などの課題解決を目指すため、移住促進を図ってきております。

また、「住みたい、住み続けられるまち」の実現のため、新たな取り組みとして定住促進機能の強化を図っており、地域課題解決事業として、昨年から引き続き事業承継支援に取り組んでいるほか、課題解決型地域おこし協力隊シモカワベアーズ事業、地域ニーズ把握事業、企業人材確保・育成に取り組んできております。

事業承継支援においては、現在5事業者に対して、事業者が望む形に合わせた支援を行ってきており、引き続き関係団体等と連携を密に、事業承継が図られるよう支援を行っていただきたいと存じます。

地域ニーズ把握事業においては、今後の定住促進施策を実施する際の基礎、根拠等にするため、地域経済のお金の循環を調査する「買い物調査」、下川町の好きなところや誇りに思っていることを把握する「定住促進施策アンケート調査」を行ってきております。

今後は、調査結果分析を行い、次年度以降の施策につなげていくよう進めていただきたいと思います。

次に、収支状況ですが、事業活動収入は2,079万2,000円、執行率43.2%、主に町負担金、委託料等による収入となっております。

事業活動支出は1,477万5,000円、執行率30.7%、しもかわ財団職員の人件費のほか、情報発信に係るオンラインツール使用料、広告費、移住PRイベント参加経費、しもかわ財団運営に係る経費等となっております。

最後に、しもかわ財団に対しましては、地域内外の多様な人々とともに「つなぎ」「ささえ」「つくる」を行動指針として、町内の取り組みを町民に知ってもらう機会、住み続けられる環境、魅力創出など、定住促進機能の強化を図っていただくよう、関係者の努力をお願いしてまいりたいと存じます。

議員各位、町民の皆さまの御理解と御支援等を賜りますようお願い申し上げ、報告いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第5 会議案第6号「下川町議会議員の議員報酬額及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提案者議員 5番 大西 功 議員。

○5番（大西 功君） 会議案第6号 下川町議会議員の議員報酬額及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案趣旨を申し上げます。

本案は、議長を除く5名の賛成議員とともに、私が提案者議員として提案するものです。

このたびの条例改正につきましては、今回提案予定されている特別職の期末手当との均衡を図るため、議会議員の期末手当の支給月数について改正するものです。

条例改正の内容につきましては、特別職及び一般職員と同様に0.05か月分を引き上げることで、期末手当の支給月数を年間4.65か月とするものです。

また、今回、同じく提案予定の「下川町職員等の旅費に関する条例の改正」により、旅費の内容・名称が改正されることに伴い、本条例においても「車賃等」を「その他の交通費」に改めるものです。

この条例の施行期日は、期末手当に関する改正は、令和7年12月1日であり、旅費に関する改正は、令和8年4月1日であります。

なお、今回の改正につきましては、下川町議会諮問会議にも意見を求めたところであり、諮問会議からは、改正内容が適当である旨の御意見を頂いております。

以上申し上げます、提案趣旨といたしますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願い

申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案者議員から提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。
これから、会議案第6号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。
したがって、会議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第6 議案第33号「下川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（田村泰司君） 議案第33号 下川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、提案理由を申し上げます。

認定こども園等に通っていない子供を含め、全ての子供の育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化するため、「こども誰でも通園制度」が創設され、令和8年4月から実施されることとなっております。

「こども誰でも通園制度」の実施に当たり、子ども・子育て支援法が改正され、新たな給付制度として、「乳児等のための支援給付」が創設されることとなりました。

その取り扱いに関し、乳児等通園支援を行う者である保育事業者が、適切に運営する

ための基準として、国が「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」を定め、その取り扱いは、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する第46条第2項に基づき、市町村が定める条例に基づくものとされたところです。

このことから、下川町においても、子ども・子育て支援法及び運営基準に基づき、「下川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」を制定するものでございます。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第33号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第7 議案第34号「下川町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第34号 下川町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、本年8月、国家公務員の給与等の改正を内容とする人事院勧告に伴う、職員の期末・勤勉手当引き上げの改正の提案と同様に、職員との均衡を図るため、特別職の期末手当の支給月数を改正するものであります。

今回の改正内容につきましては、町長、副町長、教育長の期末手当支給月数を0.05月分引き上げるものであります。

なお、改正に至る経緯としましては、12月1日に下川町特別職報酬等審議会に諮問し、12月2日に改正内容が適当である旨の答申を頂いております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 34 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。
したがって、議案第 34 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 8 議案第 35 号「下川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 35 号 下川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、本年 8 月、国家公務員の給与等の改正を内容とする人事院勧告に伴う改正であります。

主な改正内容を申し上げますと、給料月額において、全国の民間事業所平均給与額との較差を埋めるため、民間企業における初任給の動向等を踏まえ、全ての職員を対象に引き上げる改定でございます。行政職、医療職ともに平均で 1.03%引き上げ、期末手当及び勤勉手当においては、支給月数をそれぞれ 0.025 月分引き上げ、合計 0.05 月分引き上げる内容であります。

また、通勤手当においては、民間の支給状況を踏まえ、現行の距離区分について 200 円から 7,100 円までの幅で引き上げる内容であります。

以上申し上げます。提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 山本敏夫 総務企画課長。

○総務企画課長（山本敏夫君） それでは議案第 35 号説明資料で、下川町職員の給与に関する条例改正の概要について、御説明をさせていただきます。

一つ目の給料表でございます。

行政職につきましては、全体の改定率が平均で 1.03%、改定額につきましては 1 万 639 円でございます。

続きまして、医療職でございますけれども、改定率 1.03%、改定額が 1 万 670 円となっているところでございます。

次に、期末手当でございます。

2.5 月分の率から、改正後 2.525 月分ということで 0.025 月分引き上げるものでございます。令和 7 年度につきましては、1.275 月分ということで読み替えるものでございます。

次に、勤勉手当でございます。

2.10 月分を 2.125 月分、こちら 0.025 月分引き上げるものでございまして、令和 7 年度につきましては、12 月の手当を 1.075 月分に読み替えるものでございます。

次に 2 ページでございます。通勤手当でございます。

こちらにつきましては、自動車を使用して通勤する場合でございまして、距離の区分、「片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満」から「片道 60 キロメートル以上」の区分の金額を改正するものでございまして、200 円から 7,100 円のそれぞれの増額となっております。

次に、宿日直手当でございます。

勤務 1 回につきまして 4,400 円から 4,700 円。医師の勤務 1 回につきまして 2 万 1,000 円から 2 万 2,500 円。5 時間以内につきましてはそれぞれ半額というところでございます。

6 番目の実施時期でございますけれども、給料表、通勤手当、宿日直手当につきましては、令和 7 年 4 月 1 日で、遡及でございます。

期末手当、勤勉手当につきましては、令和 7 年 12 月 1 日適用ということでございまして、改正の条文につきましては新旧対照表のとおりでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 35 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 9 議案第 36 号「下川町職員等の旅費に関する条例及び下川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 36 号 下川町職員等の旅費に関する条例及び下川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、国内外の経済社会情勢の変化に対応するため、国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたことに準拠するため、条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容を申し上げますと、第 1 条の下川町職員等の旅費に関する条例では、宿泊料について、名称を「宿泊費」に改め、これまでの定額支給から、「上限付き実費支給」に改正するものです。

次に、日当については、名称を「宿泊日当」に改め、宿泊に伴う諸雑費に充てるための旅費として、宿泊を伴う旅行に対し、一夜当たりの定額支給に改正することから、日帰り出張の場合の日当を廃止するものです。

また、旅行に要する実費を弁償するものとして、旅費の種類及び内容に係る規定を簡素化するため、東京都又は政令指定都市を旅行する場合の定額の車賃及び冬季間の宿泊に対する暖房料の規定を廃止するほか、その他の交通費として、旅行中のタクシー又はレンタカーの利用に係る経費を新たに規定するものです。

第 2 条の下川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例では、下川町職員等の旅費に関する条例の改正に伴い、車賃等を「その他の交通費」に改正するものです。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第 36 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 10 議案第 37 号「下川町公営住宅管理条例の一部を改正する条例」及び、日程第 11 議案第 38 号「下川町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 37 号 下川町公営住宅管理条例の一部を改正する条例及び、議案第 38 号 下川町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例につきましては、関連がありますので、一括して提案理由を申し上げます。

本案は、公営住宅整備事業及び特定公共賃貸住宅整備事業において、今年度除却した住宅の種別、位置及び戸数等に係る改正であります。

改正の内容を申し上げますと、末広団地^{すえひろ}において、本年 2 月に発生した火災に伴い、南町 434 番地 3、平成 13 年度建設の木造平屋建て 1 棟 2 戸、床面積合計 157.14 m²の除却を行ったため、別表から削るものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありました。これから質疑を行いますので、議案番号を指定の上、お願いします。

質疑ありませんか。

1 番 桜木 誠 議員。

○1 番（桜木 誠君） 議案番号は第 37 号と第 38 号…どちらにもなるかと思えます。

ただいま提案理由にありました、本年 2 月に発生した火災によって焼失した、南町 434 番地 3、平成 13 年度建設の木造平屋建て 1 棟 2 戸、これは公営住宅 1 戸と特定公共賃貸住宅 1 戸かと思えますが、この除却を行った後に、今後建設を予定している住戸形式…これいずれも 2LDKかと思えますが、同じような住戸形式にするのか。

それともう 1 点なんですが、公営住宅で整備する場合、公営住宅法に基づいて収入基

準…確か世帯収入が 15 万 8,000 円以下…これは控除後の額かと思いますが、裁量区分…高齢者・障害者の場合は 21 万 4,000 円以下だったと思いますが、こういう公営住宅として建設しようと考えているのか、それとも特定公共賃貸住宅といって…15 万 8,000 円を超えた収入でも入れるという、そういう住宅があるはずなんですよ。

その 2 点について、どのような考えを持っているか、お聞かせいただきたいと思ます。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

齋藤英夫 町民生活課長。

○町民生活課長（齋藤英夫君） 桜木議員の御質問にお答えいたします。

除却いたしました 1 棟 2 戸、公営住宅部分と特定公共賃貸住宅のものでございますが、こちらにつきましては、今回、火事によってそれぞれ…公営住宅の方は 2LDK で、特定公共賃貸住宅については 3LDK の建物でございます。今後につきましては、除却後、周りの住宅と特に変わらないような形で設定して建設を行っていきたいというふうに考えてございます。

今後の住宅…公営住宅なのか、中間所得層が入れる特公賃なのかという御質問だったかなと思うんですけど、基本的には、これまで公営住宅というのは低所得者住宅ということで設置させていただきましたが、今の住宅の利用状況…希望される方の状況を考えますと、中間所得層の方が増えてきているということで、住宅の形は変えずに、入られる方は中間所得層の方に絞った住宅にしたいというふうに考えておまして、特優賃…ちょっと名前が変わってるんですけども…そちらの方で建設を考えていきたいというふうに現在いるところでございます。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 1 番 桜木議員。

○1 番（桜木 誠君） 今、齋藤町民生活課長の説明にありましたとおり、近年、町内に転入されてくる方…なかなか公営住宅に入れられないという方がおりますので、特優賃でしたか…名称がちょっと変わってますので、そういう中間所得層に限定したというか、そういう間口を広げた部分についてはとても賛同できますので、是非そのような形で進めていただきたいと思いますというふうに思います。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） これで質疑を終わります。

これから討論に入りますので、議案番号を指定の上、お願いします。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 37 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 37 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 38 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 38 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 12 議案第 39 号「下川町営住宅使用条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 39 号 下川町営住宅使用条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、町営住宅整備事業において、今年度除却した住宅及び現在建設中の住宅の種類、位置及び戸数等に係る改正であります。

改正内容を申し上げますと、第 1 条においては、老朽化に伴い、幸町 22 番地、昭和 23 年度建設の木造平屋建て 1 棟 2 戸及び、南町 421 番地 2、昭和 53 年度建設の木造二階建て 2 棟 4 戸中 1 棟 2 戸、床面積合計 262.44 m²の除却を行ったため、別表から削るものです。

次に、第 2 条においては、南町 81 番地 1 に現在建設中であります木造二階建て 1 棟 8 戸を別表に加えるものです。

住居形式は、1LDK4 戸、2LDK4 戸で、家賃につきましては、1LDK を 3 万 3,800 円、2LDK を 4 万 700 円に設定しております。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほ

どお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 39 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 39 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 13 議案第 40 号「下川町営サンル牧場設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 40 号 下川町営サンル牧場設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、下川町営サンル牧場において、採草地として活用してきた奥サンルについて、現在利用がなく、今後も利用する予定がないことから、下川町営サンル牧場設置及び管理運営に関する条例の一部を改正するものであります。

改正内容を申し上げますと、第 5 条中、「採草」に係る規定を削り、別表第 1 中、「奥サンル」に係る規定を削るものであります。

以上申し上げます。提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほ

どお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番 小原仁興 議員。

○3番（小原仁興君） サンプル牧場…別表から外すということでございました。これは地目的に…雑種地になるのか、それとも農地のままになってしまうのか、この扱いはどうなるのかお聞きします。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

亀田慎司 産業振興課長。

○産業振興課長（亀田慎司君） お答え申し上げます。今回、地目の変更はございません。今後、農業振興地域の整備計画から除外をさせていただきまして、その手続で今回普通財産にするということで、条例の削除をするものであります。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 3番 小原議員。

○3番（小原仁興君） 農地のままということで、私もちゃんと調べていないものであれですけど…耕作放棄地の扱いにはならないという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（我孫子洋昌君） 高屋鋪勝英 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高屋鋪勝英君） それでは、私の方から説明をさせていただきたいと思います。

先ほど亀田課長から、農業振興地域の除外ということでお話がありましたけども、現在、農業振興地域整備計画の全体計画の見直しということで進めておりまして、昨年度、現地も確認した上で、一応農業委員会としましては…公簿上の地目の変更は行わないんですけども、農業委員会として、現況は原野であるというふうに認定をしまして、それに基づいて除外の手続を進めていると、こういう形になっております。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 40 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 40 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 14 議案第 41 号「下川町短期入所生活介護等事業条例及び下川町立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 41 号 下川町短期入所生活介護等事業条例及び下川町立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、下川町立特別養護老人ホーム「あけぼの園」に短期入所又は入所される利用者に対し、介護福祉施設サービスとして提供する利用料について、関連する二つの条例に関し、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容を申し上げますと、第 1 条の下川町短期入所生活介護等事業条例につきましては、通常の利用料に要する期間を超えた場合の利用料について、国の法令等に基づく額を別表で定めておりましたが、国の基準は社会情勢の変化等に伴い随時改正されることがあることから、別表を削り、利用料の額を「国の基準に基づく額」と条文で規定し、国の基準の改正に自動的に連動するよう改正するものです。

このほか、二つの条例に共通する改正として、根拠条項の明記や、所要の字句の整理等を併せて行うものであります。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、園長に説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 遠藤智康 あけぼの園長。

○あけぼの園長（遠藤智康君） それでは私から、議案第 41 号説明資料に基づきまして、詳細の御説明をさせていただきます。

本条例改正の主な内容としましては、あけぼの園における介護福祉施設サービスとして提供する利用者負担のうち、1 に記載がございます「通常のサービスに要する期間を超えた場合の自己負担額の改正」に関わるものでございます。

介護保険法に定める要介護認定者を対象とした「短期入所生活介護サービス」及び、要支援認定者を対象者とした「介護予防短期入所サービス」につきまして、利用者の自己負担額は、国が定める基準に基づいて御負担を頂いているところでございますが、介護保険制度上、原則として短期入所サービスは連続した利用が 30 日を超えることができないという規定があるほか、要介護認定の程度ごとに月に利用できるサービスの保険支給の上限額が定められており、上限を超えるものにつきましては保険給付対象外となり、全額自己負担が発生するものとなっております。

しかしながら、実際に在宅での介護が必要となった高齢者につきましては、短期入所サービスを数か月単位などで中長期的に連続して利用せざるを得ないケースや、保険上限を超えての利用が必要となるケースも少なからずございまして、それらの方に対応するため、通常のサービスより特別に期間を延長して利用した場合の利用料を定め、保険対象外でのサービスとして対応を図っているところでございます。

特別に期間を延長した場合の金額につきましては、介護保険制度上でのサービス金額との乖離が極力生じないよう、国が定める基準に基づいて算定しているところでございまして、現行の条例の規定では、下川町短期入所生活介護等事業条例第 8 条の…こちらは 1 ページ中段…中略がございまして、別表第 1 のとおりの金額となっております。

ただ、国の算定基準の改正は、短い時で 1 年となるなど改正頻度が多いことから、本条例改正案では、具体的な金額数値を条例に規定せず、条例本文を新設した上で、条文規定に変更し、直接算定基準額を適用できるようにするものであります。これにより、制度改正が生じた場合においても柔軟的な対応が可能になるものと考えられます。

改正条例の規定として、下川町短期入所生活介護等事業条例第 10 条を新設し、条例内の規定において、要介護認定の程度に基づいて算定された費用に、食費、居住費等の基準額を合算した費用を特別に期間を延長した場合の日額利用料での利用者負担額とするものであります。

なお介護保険制度上で適用される食費、居住費に伴う負担限度額及びサービス算定基準に定める加算については、保険対象外のサービスであることから、適用より除外するとの考え方に基づいております。

2 ページ目の 2 の「その他の改正」につきまして、本条例改正に際しまして、条例内容を精査しましたところ、下川町短期入所生活介護等事業条例及び、下川町立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の規定の一部に、利用等における根拠法令条項が規定されていないことが確認されましたため、根拠法令等の追加明記、所要字句の整理も併せて改正を行うものであります。

特別に期間を延長した場合の金額につきましては、令和 8 年 4 月 1 日からの変更が予定されておりますが、対象となる現在短期入所を御利用されている利用者様並びに御家

族様、また今後利用される対象者様も同様に、詳細な説明と同意確認を進めた上で対応を図ってまいりたいと考えております。

なお、条文等につきましては、新旧対照表のとおりとなっております。

以上、御説明とさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 41 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 41 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 15 議案第 42 号「下川町認定こども園条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 42 号 下川町認定こども園条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 8 年 4 月より開始される「こども誰でも通園制度」に関する内容と、保護者の事情により、認定こども園に入園していない未就学児童に対して行っている「一時保育事業」に関する内容について行うものであります。

最初に「こども誰でも通園制度」についてですが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による「乳児等のための支援給付」の創設に伴い、町内唯一の公設保育施設として、下川町認定こども園「こどものもり」が、乳児等通園支援を行う保育事業者となるものであります。

この保育事業者として、利用する未就学児童を受け入れるためには、子ども・子育て支援法等の関係法令に基づき運用するほか、認定こども園として、その取り扱いを定める必要があることから、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、乳児等通園支援事業の区分、利用定員の創設、利用料の設定を行うものであります。

次に、一時保育に関する改正につきましては、一時保育の実施に係る人件費や、サービス提供に係る経費、維持管理費等のコストが増加していることから、1時間当たりの利用料に増額変更するものであります。

このほか、所要の字句の整理等も併せて行うものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第42号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第16 議案第43号「令和7年度下川町一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第43号 令和7年度下川町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和7年度一般会計の第6回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ2,934万円を減額し、総額を61億6,139万6,000円とするものでございます。

今回の補正の要因につきましては、給与改定、緊急を要するもの、事務事業の確定及び見込み等に係るものでございます。

主な補正予算の概要を申し上げますと、民生費では、福祉灯油等助成事業及び認定こども園運営事業に係る経費を、農林業費では、畑地化促進事業、新規就農者確保対策事業及び町有林整備事業に係る経費を計上しております。

商工労働費では、一の橋地域熱供給施設等管理事業に係る経費を、土木費では、公営

住宅等維持管理事業に係る経費を計上しております。

給与費では、人事院勧告に基づく給与改定等に係る経費を計上しております。

なお、これらの財源としまして、財産収入、繰入金等をそれぞれ計上しております。

次に、第2条の債務負担行為の補正につきましては、「新農業基盤活性化資金」について、本年度、農業者が借入れを行ったため、次年度以降の利子補給額を債務負担行為として追加するものであります。

第3条の地方債の補正につきましては、事業の確定等による変更となっております。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） 山本敏夫 総務企画課長。

○総務企画課長（山本敏夫君） それでは、議案第43号説明資料に基づきまして、一般会計補正予算の概要について御説明をさせていただきます。

補正の要因につきましては、給与改定、緊急を要するもの、事務事業の確定及び見込み等による補正でございます。

歳出の補正の内容でございます。

総務費、関係人口創出事業331万円の減額でございます。こちらは、ふるさと納税を推進する地域おこし協力隊1名について、任用に至っていないことに伴う12月分までの減額でございます。

次に、選挙事務、参議院議員選挙でございますけれども、168万円の減額でございます。

主な要因につきましては、投票区を7から3に見直し、ポスター掲示場を24か所から12か所に見直しをしたところでございます。

2ページでございます。

民生費、福祉灯油等助成事業351万円の増額でございます。こちらは経済的負担の軽減を図るため、一世帯あたり灯油100ℓ相当を支援するものでございまして、対象世帯につきましては、町民税非課税世帯で、65歳以上の高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯となっております。

福祉バス運行事業166万7,000円の増額でございます。こちらは遠距離運行日数の増加に伴うバスの借上げ費用の増額でございます。

認定子ども園運営事業110万円の増額でございます。こちらは燃料用チップ保管庫のシャッターの経年劣化に伴う修繕の増額でございます。

3ページでございます。

衛生費、歯科診療所誘致事業5,000万円の減額でございます。今年度中の開業が見通せないため、設備等の整備に係る補助金を減額するものでございます。

農林業費、農業委員会運営事業148万5,000円の減額でございます。こちらは令和6年度でリース契約が満了いたしました農地情報公開システムの利用料、こちらが計上誤りによる減額となるものでございます。

中山間地域等直接支払交付金事業210万6,000円の減額でございます。交付対象面

積の確定に伴う減額でございます。

畑地化促進事業 159 万 4,000 円の増額でございます。こちらは土地改良区の地区内の土地におきまして、水田を畑地化する際に土地改良区の地区から除外等する際に生じる経費を支援するものでございます。

4 ページでございます。

新規就農者（農業支援員）確保対策事業 171 万 8,000 円の増額でございます。こちらは新たに新規就農予定者を地域おこし協力隊員として任用する経費を追加するほか、新規就農予定者の任用見込みに伴い、就農相談会へ参加する経費等を減額するものでございます。地域おこし協力隊につきましては、令和 8 年 2 月から 2 組 4 名を任用する予定でございます。

農産物加工研究所運営事業 319 万円の減額でございます。こちらは地域おこし協力隊 1 名について、任用に至っていないことに伴う 12 月分までの減額でございます。

矢文東線整備事業 311 万 7,000 円の減額でございます。こちらは事業の完了に伴う減額でございます。

町有林整備事業 400 万円の増額でございます。間伐に伴う出材積が増加したことに伴う増額でございます。当初 2,500 m³から見込みとしまして 3,000 m³を予定しているところでございます。

5 ページでございます。

商工労働費 121 万 2,000 円の増額でございます。一の橋地域熱供給施設等管理事業でございます。昨年から戸田建設のイチゴのハウスに熱供給を拡大しておりますので、その増加に伴う燃料費、光熱水費を増額するほか、住宅系統ポンプの経年劣化に伴う修繕料を増額するものでございます。

特用林産物栽培研究所運営事業 220 万 1,000 円の減額でございます。生産量の増加等に伴う経費を増額するほか、地域おこし協力隊 1 名について、任用に至っていないことに伴う 12 月分までの減額でございます。

土木費、あけぼの団地線外 2 路線道路改良、舗装事業 368 万 8,000 円の減額でございます。事業完了に伴う減額でございます。

快適住まいづくり促進事業 104 万 6,000 円の減額でございます。見込みに伴う減額でございます。それぞれ記載のとおり件数を見込んでございます。

6 ページでございます。

空き家対策総合支援事業 372 万 2,000 円の減額でございます。こちらでも確定見込みに伴う減額でございます。記載の件数を見込んでございます。

公営住宅等維持管理事業 222 万円の増額でございます。公営住宅及び町営住宅に係る修繕料等の見込みに伴う増額でございます。

教育費、未来人材育成事業 373 万 9,000 円の減額でございます。こちらでも地域おこし協力隊 1 名について、任用に至っていないことに伴う 12 月分までの減額でございます。

陶芸センター除却事業 1,132 万 3,000 円の減額でございます。事業の完了に伴う減額でございます。アスベスト含有面積の減に伴う対策費用の減額でございます。

ふるさと交流館管理運営事業 140 万 2,000 円の減額でございます。地域おこし協力隊 1 名の退職及びその後の任用に至っていないことに伴う減額でございます。4 月分、そ

して10月から12月分合わせまして4か月分を減額するものでございます。

次に7ページでございます。

給与費、職員給与費3,928万4,000円の増額でございまして、人事院勧告に伴う給与改定等に伴う増額が主な要因でございます。

続きまして、歳入の補正内容でございます。

国庫支出金、空き家対策総合支援事業補助金186万1,000円の減額。

道支出金、中山間地域等直接支払事業交付金155万9,000円の減額。

畑地化促進事業補助金159万4,000円の増額。

続きまして8ページでございます。

林業専用道矢文東線整備事業補助金159万1,000円の減額。

参議院議員選挙委託金168万円の減額でございます。

財産収入、不用品売払収入で105万円の増額でございます。土壌改良施設及び木工芸センターの不用品売払いに伴う増額でございまして、土壌改良施設におきましてはホイールローダ1台、71万円、木工芸センターにつきましては木工用機器20品、34万円でございます。

特用林産物売払収入800万円の増額でございまして、生産量の増加に伴う増額でございまして、当初111tから今後115tを見込んでございます。

町有林木竹売払収入500万円の増額でございます。間伐に伴う出材積の増加に伴う増額でございます。

繰入金、財政調整積立基金繰入金8,753万9,000円の増額でございます。こちらは財源調整でございます。

9ページ、町債でございます。

実績及び見込みによる減額1億2,500万円の減額でございまして、それぞれ記載の内訳のとおりでございます。

以上、御説明とさせていただきますので、よろしく御審議の上、お願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 桜木 誠 議員。

○1番（桜木 誠君） 私の方からは1点、事項別明細書9ページ、社会福祉総務費の負担金、補助及び交付金、福祉灯油等購入助成金、対象者は町民税非課税世帯で、65歳以上の高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯、いずれの世帯も早期に灯油支給が…急がれる方たちかなと思いますが、今後のスケジュール感…もし分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

高原義輝 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高原義輝君） 福祉灯油助成事業の今後のスケジュールについて、お答えさせていただきます。

本定例会議議決後、直近の回覧…年末に毎年出されておりますけれども…そちらの回覧でお知らせを行いまして、併せて下川町のホームページ、それからラインでもお知らせを行いまして、年明け1月13日火曜日を予定しておりますけれども、そちらから申請の受け付けを開始していきたいと考えております。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 1番 桜木議員。

○1番（桜木 誠君） 明確な答弁を頂きまして、早急に対応していただけるということでありました。

現在、町内の灯油価格を調べますと…129円でした。国からの補助が5円…確か入っているはずなので、実質は134円。依然として高止まりという状況にあるかと思っておりますので、年末年始で担当者の方たち…大変忙しいかとは思いますが、早期支給に向けて対応していただきたいと思っております。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

3番 小原仁興 議員。

○3番（小原仁興君） 費用の確定等々で不用額を早めに落としていただいたことを大変評価したいと思っております。

その中で、地域おこし協力隊については、多数確保できない状況になっていると思っております。これは行政的にも教育行政的にも今回上がっている部分であります。

これについて、行政効果…停滞が起きているとか…影響が出ているのではないかと危惧してはるんですけど、その部分はどのように捉えているのかお聞きします。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

山本総務企画課長。

○総務企画課長（山本敏夫君） 私の方からは、総務企画課のふるさと納税の推進支援員の状況について、御説明をさせていただきます。ふるさと納税推進支援につきましては、今外部の方に委託しておりますけれども、将来的に内製化をしていきたいというところで人材の育成を図ってまいりたいというところで募集をしているところでございます。具体的な…現在のふるさと納税の推進については、特に支障は生じていないという状況でございます。

○議長（我孫子洋昌君） 亀田産業振興課長。

○産業振興課長（亀田慎司君） お答え申し上げます。農産物加工研究所の協力隊の委託料、それと併せまして特用林産物栽培研究所運営事業の協力隊の方を今回減をしてお

りますけれども、募集をしたところ1名の方…それぞれいたんですけれども、任用に至らなかったというところがございます。それぞれ…農産物加工研究所においても特用林産物栽培研究所においても職員が常駐していますので、直ちに行政的な影響というものはありませんけれども、今後も引き続き募集をかけて、人材確保をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 小林大生 教育課長。

○教育課長（小林大生君） それでは私の方から、まず社会教育総務費の地域おこし協力隊の報酬等につきましては、未来人材育成事業に関わる地域コーディネーターの報酬ということになっておりまして、こちらにつきましては、地域と学校を結ぶ地域学校協働コーディネーター…現在1名おりますけれども、こういった活動をより強化していくために人材を募集しているところですが、今現在応募がないような状況で、今いる1名が一生懸命展開をしているという状況であります。これにつきましては、引き続き募集をしていきたいというふうに考えております。

それから、文化財保護費の地域おこし協力隊につきましては、ふるさと交流館の学芸員という形になっておりますが、今年度5月から学芸員1名を採用して、週1回の開館、それから週2回の予約開館、こういったものに対応してきたところですが、9月末で退職をされたということで、来年度以降ですね…今年度も含めて引き続き採用していくかどうかは、課内で改めて検討していきたいというふうに考えております。

未来人材育成事業につきましては、今1名おりますので、業務が特に停滞しているということはありません。

それから、ふるさと交流館の開館につきましては、9月末で退職をされましたが、10月、11月の降雪期までの間、職員が対応するというので開館対応をしておりますので、特段これに関して業務が停滞したということはありません。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） 3番 小原議員。

○3番（小原仁興君） ただいま各課から答弁を頂きました。それで今、農産物加工研究所運営事業については移行期間でありまして、公設民営に向けて粛々と移行しているところがございます。この計画…変更はないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。
亀田課長。

○産業振興課長（亀田慎司君） お答え申し上げます。事業協同組合との公設民営ということで予定どおり考えておりまして、来年度は3年目ということで、引き続き運営をお願いしようというふうに計画しております。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（我孫子洋昌君） これで質疑を終わります。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

- 議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

- 議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 43 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。
したがって、議案第 43 号は、原案のとおり可決されました。

-
- 議長（我孫子洋昌君） 日程第 17 議案第 44 号「令和 7 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

- 町長（田村泰司君） 議案第 44 号 令和 7 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 7 年度介護保険特別会計の第 3 回目の補正予算でありまして、介護保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ 176 万 3,000 円を追加し、歳入歳出総額を 4 億 8,145 万 3,000 円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、総務費で、税制改正に伴うシステム改修委託料を増額計上するほか、地域支援事業費で、人事院勧告等に伴い人件費を増額計上しております。

歳入につきましては、国庫支出金、繰入金を増額計上しております。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ 356 万 8,000 円を追加し、歳入歳出総額を 3 億 6,068 万 4,000 円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、総務費で、人事院勧告等に伴い人件費を増額計上しております。

歳入につきましては、一般会計繰入金を増額計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第44号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第18 議案第45号「令和7年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第45号 令和7年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和7年度国民健康保険事業特別会計予算の第3回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ42万円を追加し、総額を4億8,989万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきましては、人事院勧告に伴う職員給与費等を増額計上しております。

歳入におきましては、財源調整として一般会計繰入金を増額計上しております。
以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほど
お願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行
います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 45 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。
したがって、議案第 45 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 19 議案第 46 号「令和 7 年度下川町下水道事業会計
補正予算（第 3 号）」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 46 号 令和 7 年度下川町下水道事業会計補正予算（第 3
号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 7 年度下川町下水道事業会計の第 3 回目の補正予算でありまして、収益
的支出において 34 万 2,000 円を追加し、総額を 2 億 4,466 万 5,000 円とするものであ
ります。

補正の概要を申し上げますと、収益的支出において、人事院勧告に伴う人件費を増額

計上するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 46 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 46 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 20 議案第 47 号「令和 7 年度下川町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 47 号 令和 7 年度下川町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 7 年度下川町簡易水道事業会計の第 3 回目の補正予算でありまして、収益的支出において 81 万 3,000 円を追加し、総額を 2 億 8,109 万 2,000 円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、収益的支出において、人事院勧告に伴う人件費の増額

のほか、配水及び給水費において、桑の沢地区の漏水に伴い、配水施設の電気料を増額計上するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（なし）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 47 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 47 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 21 議案第 48 号「令和 7 年度下川町病院事業会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 48 号 令和 7 年度下川町病院事業会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 7 年度下川町病院事業会計の第 2 回目の補正予算でありまして、収益的支出において、病院事業費用を 485 万 6,000 円追加し、支出総額を 6 億 1,835 万 6,000 円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、人事院勧告に伴う給与費を増額計上するものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 48 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 48 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 22 報告第 10 号「令和 7 年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 報告第 10 号 令和 7 年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告について、御報告申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項に基づき、「毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」

とされております。

今回の点検・評価の対象事業は、令和6年度の学校教育、生涯学習、生涯スポーツ及び芸術文化に関する推進施策と事業内容であります。

点検・評価の方法については、内部評価を教育委員会で実施し、外部評価として11月26日に開催された下川町教育委員会外部評価委員会で説明し、同委員会から御意見を頂いたところです。

点検・評価の結果については、効果的な事務事業の実施や見直しに向け、必要な検討を踏まえた上で、教育行政の執行に反映させていくものと考えております。

以上、御報告申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で報告第10号を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会とします。

なお、12月定例会議の再開は、明日12月17日、午前10時ですので、御出席をお願いいたします。お疲れさまでした。

午前11時34分 散会